

千葉県病院局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月28日

千葉県病院事業管理者 齋藤 康

千葉県病院局規程第10号

千葉県病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

千葉県病院局事務分掌規程（平成23年千葉県病院局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「整形外科 脊椎外科 脳神経外科」を「整形外科 脳神経外科」に、「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から適用する。